平成２２年（フ）第８１０号
広島市西区横川町２丁目８番12―1003号
債務者　新田　義明
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　破産債権の届出期間　平成22年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月17日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９７号
北海道稚内市こまどり４丁目４番６号
債務者　堀井　　実
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　純成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月29日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９９号
北海道旭川市春光１条８丁目11番１号
債務者　白石　紘之
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年８月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１８号
北海道深川市音江町字稲田563番地１
債務者　吉田　光子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年７月29日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９２号
静岡県田方郡函南町上沢688番地の７
債務者　増井　惠子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村小治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９４号
釧路市桜ケ岡６丁目14番12号
債務者　岩崎　憲彦
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　簑島　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月29日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第１２３５号
熊本市長嶺南６丁目１番７―303号
債務者　渡邊　敬子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津留　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月28日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１９０号
愛知県一宮市佐千原字南切野４番地１　県営一宮北住宅１棟312号
債務者　晴　　静雄
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７９号
函館市東山２丁目26番５号
債務者　大野　　環（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０４号
函館市亀田本町６番21号
債務者　新井田ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
函館市万代町７番６号
債務者　松本　隆子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２４号
函館市万代町７番６号
債務者　松本亜矢子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２６号
函館市本町29番５―311号
債務者　田中　里衣（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２２７号
函館市高松町202番地４
債務者　佐藤　正次
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８７号
岐阜県揖斐郡池田町市橋210番地の15
債務者　濵村奈穂子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第６１３号
奈良県御所市大字三室727番地の３
債務者　吉見　正孝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
奈良県橿原市中曽司町150番地の７　日興マンション401号
債務者　森田　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係